

令和3年3月23日

第105回 神戸市個人情報保護審議会

肝炎ウイルス検査事業に伴う
個別勧奨の実施について

(健康局)

神行住第 2492 号
令和 3 年 3 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勸奨事務に係る
住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局住民課

肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勧奨事務に係る
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・方書
- ・氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・性別

※毎年度 45 歳～70 歳を迎える 5 歳刻み年齢の神戸市民のみを対象とする

神健健第2172号
令和3年3月23日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

肝炎ウイルス検査事業に伴う電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：健康局健康企画課

肝炎ウイルス検査事業に伴う電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【住民基本台帳情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・方書
- ・氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・性別

※毎年度45歳～70歳を迎える5歳刻み年齢の神戸市民のみを対象とする

【対象者情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・方書
- ・氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・年齢

【肝炎ウイルス検査情報】

- ・受診日
- ・実施機関

◎検査結果 (検査内容) HCV抗体検査 (必要に応じてHCV核酸増幅検査)
HBs抗原検査

【陽性者フォローアップ】

- ・精密検査受診日
 - ・受診医療機関 (病院名・主治医)
- ◎精密検査結果 (病名)
- ◎治療状況・内容
- ◎医療費助成の有無

肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勧奨の実施について

1. 趣旨

肝がんの原因である肝炎ウイルスの感染者は国内で210～280万人、そのうち感染の自覚がなく治療を受けていない方が約77万人いると言われている。また、本市における肝がん死亡率(人口10万対)は24.4%(H30年)であり、全国平均20.9%に比べ高い状況が続いている。本市では、肝炎ウイルス検査陽性者の早期発見のため、集団健診及び指定医療機関で肝炎ウイルス検査を無料実施しているが、受診者数は年間約13,000人であり、近年ほぼ横ばい状態が続いている。そこで個別勧奨により肝炎ウイルス検査のさらなる周知を図り、検査受診を促す。

2. 概要

(1) 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルスの感染後、長い潜伏期を経て、肝硬変や肝がんを発症する可能性が高いB型肝炎やC型肝炎ウイルス検査を実施し、陽性者に対し、精密検査の受診勧奨をする等早期医療につなげる。

検査名	実施場所	対象者	負担
肝炎ウイルス検査	各区拠点会場 (集団健診)	当年度40歳以上の市民で過去に検査を受けていない方(単独受診も可能) ※健康増進事業	無料
	指定医療機関	満20歳以上の市民で過去に検査を受けていない方 ※感染症予防事業	

1) 事務の流れ

- 〈1〉ウイルス検査受診業務を事業者へ委託(予医協・JA・指定医療機関)。
- 〈2〉受診後、受託事業者は翌月末に受診者情報や検査結果情報等をCD-ROM又は紙媒体にて送付し、健康企画課はこれを受領する。
- 〈3〉健康企画課は受診者情報を、事務処理用PCに取り込み、エクセル形式にて全庁ファイルサーバの局室区フォルダにパスワードを付け保管。
- 〈4〉肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方に対し、陽性者情報を一覧化のうえ、パスワード付きフォルダに格納し、全庁ファイルサーバのプロジェクトフォルダにて区ごとに各区役所保健師と情報の共有化を図る。
- 〈5〉各区役所保健師は、プロジェクトフォルダに格納された情報により陽性者を確認し、該当者に電話や訪問により精密検査受診を勧奨する。
- 〈6〉各区役所保健師は、受診者への対応をプロジェクトフォルダ内に記録し、健康企画課と情報を共有しながら経過観察等を行いつつ、適切な医療の確保ができるよう支援する。
- 〈7〉健康企画課は、必要に応じて全庁ファイルサーバからデータを取得し検査実施結果をまとめ統計処理を行う。

(2) 個別勧奨

当年度 45 歳～70 歳を迎える 5 歳刻み年齢の神戸市民を対象に、圧着はがきによる肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。(ただし、既に (1) の検査を受検されている方を除く。)

1) 事務の流れ

- ①住民課は、毎年 4 月 30 日時点の住民基本台帳に登録されている神戸市民のうち、上記対象者の個人情報抽出。USB メモリに保存して健康企画課へ。
(抽出項目) 郵便番号、住所、方書、氏名、カナ氏名、生年月日、性別
- ②健康企画課所有の肝炎ウイルス検査受診者データ (平成 27 年度以降分) の整理。
(データ項目) 郵便番号、住所、氏名、カナ氏名、生年月日、性別
- ③①で抽出した対象者データ (A) 及び、②で整理した肝炎ウイルス検査受診者データ (B) を USB メモリにて委託業者に貸与し、委託業者は (A) から (B) を除く対象者を再度抽出する。
- ④委託業者により圧着はがきの印刷、及び③で抽出した対象者の宛名等を印字。
- ⑤委託業者は勧奨はがき (圧着はがき) を直接郵便局へ持ち込み発送。
- ⑥委託業者は宛所不明等で戻ってきた郵便物について消込処理をする。
- ⑦委託業者は送付者及び宛所不明者のリストを作成のうえ、健康企画課に提出。健康企画課はこれを受領し、保存する。

3. 効果

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化、肝硬変、肝がんといった重篤な疾患に進行するおそれがある。そこで、これまでに肝炎ウイルス検査をうけたことがない方に対し、肝炎ウイルス検査を実施し、検査受診を促すことで、肝がん・肝硬変等の早期発見・早期治療に結び付け、重症化を予防し本市における肝がん死亡率の低下につながることを期待される。個別勧奨を行うことで肝炎ウイルスについて周知啓発を図るとともに、検査受診率の向上が期待される。

また、機微情報を含む個人情報につき、全庁ファイルサーバを利用することで、健康企画課と各区役所間で必要なファイルの受け渡しが効率的かつ適切に行えるようになる。

4. 実施時期

(1) 肝炎ウイルス検査

集団検診：各区拠点会場 年間約 150 回 (12.5 回/月)

個別検診：各医療機関で適宜行う

(2) 個別勧奨

令和 3 年 7 月発送予定 (令和 3 年 4 月 30 日時点の住民基本台帳情報を利用)

- ※ 1) 令和 4 年度以降についても、当該年度の 4 月 30 日時点の住民基本台帳情報により該当する年齢の神戸市民に対して送付する (市議会にて予算承認を得たう

えで、令和3年度から5年間継続実施の計画。)

5. 想定件数

(1) 肝炎ウイルス検査 受診者数 年間約 13,000 人

(2) 個別勧奨

対象者 (令和3年度勧奨の場合) :

令和3年度に以下の年齢を迎える神戸市民 約 116,000 人

(H27~R1年受診者を除く)

年齢	生年月日
45	昭和51年4月2日~昭和52年4月1日
50	昭和46年4月2日~昭和47年4月1日
55	昭和41年4月2日~昭和42年4月1日
60	昭和36年4月2日~昭和37年4月1日
65	昭和31年4月2日~昭和32年4月1日
70	昭和26年4月2日~昭和27年4月1日

6. 個人情報の保護

神戸市個人情報保護条例、電子計算機処理に係るデータ保護管理規程、および神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ①情報共有は全庁ファイルサーバに作成したプロジェクトフォルダで実施する。全庁ファイルサーバは、PC統合管理システムの認証機能と連携し、事務処理用PCからの接続に対して、端末・利用者を特定のうえ、属性に基づきアクセス制御を行うことが出来るため、関係職員のみがシステムフォルダにアクセスできる。
- ②当プロジェクトフォルダは、情報系ネットワーク (イントラネット) にのみ接続し、外部のインターネット環境には接続しない。
- ③全庁ファイルサーバは日次でバックアップを行っているため、本システムの情報もそれに準じてバックアップされる。
- ④全庁ファイルサーバの構成機器は、厳重に入退室管理を行う外部データセンター内に設置されている。
- ⑤プロジェクトフォルダ内に各区役所別のフォルダを作成し、各区役所は自らのフォルダにしかアクセスできないように制限をかける。(健康企画課はすべての区役所のフォルダにアクセス可能)

(2) 運用上の保護

- ①個人情報の適正な取扱いを確保するため、セキュリティに関するマニュアルを整備し、関係職員に対し必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ②全庁ファイルサーバのプロジェクトフォルダに個人情報ファイルを保存する際には、保存するファイルにパスワードを設定する。設定するパスワードは健康企画課及び各

区役所の関係職員のみで使用する。また、設定するパスワードは定期的に変更する。

③保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、記録内容を復元できない状態にして廃棄する。

④電子記録媒体を使用する際は電子媒体管理簿に記録し、厳格に管理するとともに、データ移行を終えた後はデータを速やかに消去する。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

本業務の外部への委託については、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守を定めた委託契約約款に基づき、次のとおり厳格に管理させる。

① 委託業務に従事する者が、知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないよう必要な措置を講じさせる。

② 委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させない。

③ 健康企画課から貸与された個人情報について、複写し又は複製させない。

④ 健康企画課から貸与された個人情報については、業務終了後はすべて健康企画課に返却させる。また、委託業務を処理するに当たって収集した個人情報については、業務終了後はすべて復元できない状態にして削除させる。

■肝炎ウイルス検査の実施について

